令和3年2月定例会

請願 陳情参考資料

(令和3年3月2日)

生 活 環 境 部

陣情 (新相)

陳情(新	規)			
受理看(受理年		所 管	件名及び提出者	
3年一(3.1.	-	生活環境	悪徳ない、 (法を) では、 (本の)	【1 事た手 治い等て < 安 ジケ < 販販

現状と県の取組状況

ť]

炊的な「販売預託商法」に係る消費者被害

『宇商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。) は、豊田商 ‡を契機として、詐欺的な販売預託商法を規制するために昭和 61 年に制定され りであるが、その後もジャパンライフ事件、ケフィア事業振興会事件など同様の こよる大規模な消費者被害が繰り返し発生している。

rパンライフ事件では、「レンタルオーナー制度」と称し、消費者に高額な磁気 &器を購入させ、それを第三者にレンタルすることで高配当を得られるとうた 多額の金銭の拠出を募る預託取引を締結していた。だが、実際には磁気治療機器 レンタル事業は存在せず、消費者から拠出された金銭を別の消費者の配当に充 最終的には破綻するという詐欺的な行為が行われていた。

預託商法による主な事件>

事件	時期	対象商品	被害者数	被害総額
安愚楽牧場事件	H9 年∼H23 年	子牛	約 73,000 人	約 4,200 億円
ジャパンライフ事件	~H30 年	磁気治療機器	約 7,000 人	約 2,000 億円
ケフィア事業振興会事件	~H30 年	干し柿など	約 30,000 人	約 1,000 億円

の消費生活センター(県、鳥取市、米子市、境港市、中部ふるさと広域)で受けた相談件数>

年度 販売形態	H28	H29	Н30	R元	R2 (~2/12)	備考
販売預託に係る相談(件)	1	2	19	6	ı	ケフィア事業振興会他

預託に関する相談事例

欺的な定期購入商法」

『商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)の対象となる、通信販売の広 申し込み画面において、消費者が定期購入であると容易に認識できないような形 示を行い、初回に無料又は低額な金額を提示し、2回目以降に高額な金額を支払 5、いわゆる「詐欺的な定期購入商法」に関する消費生活相談が増加している。

期購入に係る相談件数> R元年は、全国、県内とも前年の約2倍に上った。

相談件	数・年	H27	H28	H29	H30	R元	R2	備考
全国	(件)	4, 141	13, 673	17,026	21, 977	44, 370	_	2020 消費者白書より
県内	(件)	19	63	76	124	210	344	県内の消費生活センター(県、鳥取市、米子市、境港市、中部ふるさと広域)で受けた相談件数

期購入」に関する相談事例

お試し 500円」の広告を見てサプリメントを注文したら、また同じ商品が届き 6.500円の請 **書が同封されていた。事業者に問い合わせると「5回の購入が条件の契約だと言われた。**

業者の農産物に出資しているが、昨年末から返金が滞っている。

3 社会不安につけ込む「送り付け商法」

以前より健康食品等を勝手に送り付け、代金を請求する「送り付け商法」に係る相談は寄せられていたが、新型コロナウイルス感染症を巡る社会不安につけ込むように、特に昨年の4月頃にはマスクや不審物の送り付けに関する相談が全国でも多数寄せられるようになり、大きく取り上げられるようになった。最近では、コロナで収入が減ったので購入してほしいと同情を買うやり方で魚介類などを送り付けられたという相談もあった。

※送り付けられた商品等は14日間保管することが義務付けられている。

<国内の送り付け販売(健康食品及び魚介類)に関する相談件数>

相談件数/年度	H29	H30	R元	R2(4月~9月)	(独)国民生活センター
相談件数(件)	5, 504	5, 406	4, 268	1,685	報道発表資料より

<県内の消費生活センター(県、鳥取市、米子市、境港市、中部ふるさと広域)で受けた相談件数>

年度 販売形態	H28	H29	Н30	R元	R2(~2/12)	備考
送り付け商法に係る相談	23	11	7	10	24	マスクに係る相談は R2 年 4 月~5 月に 5 件

「送り付け商法」に関する相談事例

・注文した覚えのないマスク10枚が国際郵便で届いた。納品書などは入っていないがどうしたらよいか。

【県の取組状況】

県民へ向けた悪質商法や特殊詐欺被害の防止のため、消費者庁及び国民生活センターからの情報をホームページに掲載するとともに、LINE 会員へ悪質商法や特殊詐欺などの情報が入り次第注意喚起を行っている。

なお、警察に依頼して特殊詐欺事案等の発生を市町村に伝え、市町村の判断により 防災行政無線等で知らせたり、警察からあんしんトリピーメールを配信するなど、市 町村及び県警と連携した注意喚起も行っている。

新型コロナウイルス関連では、特別定額給付金詐欺対策として、昨年5月、TVスポットCMや日本海新聞の「消費生活Q&A」、さらに、県警や消費者団体など関係機関とともにスーパーマーケット等へのポスター掲示依頼などを行った。

また、在宅時間が増えインターネットを利用する機会も増えていることから、県民を対象にした公開講座「ネット犯罪の被害に遭わないために」を開催し、消費者トラブル事例と対処法についての講義を行った。

(参考)「特定商取引法」及び「預託法」改正に係る国の動き

令和元年8月に内閣府消費者委員会から「販売預託商法に関する建議」が提出されたことを受け、消費者庁主催による「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」が開催され、令和2年8月に検討結果が報告された。

これを受けて消費者庁において、現在開会中の第204回通常国会に特定商取引法及び預託法の改正案の提出が予定されており「販売預託商法」の原則禁止、「定期購入契約でない」と消費者に誤認させる表示をした業者への厳罰化、送り付け商法の被害者に対する商品保管義務の撤廃などが両法案の柱となっている。